

## 平成28年川俣町議会第2回定例会会議録

平成28年川俣町議会第2回定例会は、3月3日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 高橋清美君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 高橋道也君	5番 菅野意美子君	6番 新関善三君
7番 黒沢敏雄君	8番 佐藤喜三郎君	9番 石河清君
10番 遠藤宗弘君	11番 菅野清一君	12番 斎藤博美君

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

応招議員と同じである。

4. 欠席議員は、次のとおりである。

不応招議員と同じである。

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長職務代理者	伊藤智樹君	総務課長	佐藤広一君
企画財政課長	佐藤真寿夫君	町民税務課長	羽賀洋一君
会計管理者	高野誠市君	保健福祉課長	丹野雅直君
建設水道課長	斎藤和弘君	原子力災害対策課長	宮地勝志君
産業課長	寺島喜美夫君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	教育次長	佐藤修一君
生涯学習課長	増賀喜芳君	監査委員	斎藤庸夫君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	大内彰	書記	長岡健一
--------	-----	----	------

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長職務代理者提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

- 議報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
- 議報告第 2 号 教育委員会の所管に係る点検評価に関する報告について
- 報告第 1 号 寄附採納報告
- 議案第 7 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（説明）
- 議案第 8 号 川俣町行政不服審査法関係手数料条例（説明）
- 議案第 9 号 東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成 28 年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例（説明）
- 議案第 10 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 11 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 12 号 町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 13 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 14 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 15 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 16 号 川俣町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 17 号 川俣町税条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 18 号 川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 19 号 川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 20 号 川俣町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 21 号 川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 22 号 川俣町都市公園条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 23 号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（説明）
- 議案第 24 号 町道路線の認定及び変更について（説明）
- 議案第 25 号 平成 27 年度川俣町一般会計補正予算（第 8 号）（説明）
- 議案第 26 号 平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（説明）
- 議案第 27 号 平成 27 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 28 号 平成 27 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 29 号 平成 28 年度川俣町一般会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第 30 号 平成 28 年度川俣町国民健康保険特別会計予算（説明・質疑・付託）

- 議案第31号 平成28年度川俣町介護保険特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第32号 平成28年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算  
（説明・質疑・付託）
- 議案第33号 平成28年度川俣町水道事業会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第34号 平成28年度川俣町簡易水道事業特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第35号 平成28年度川俣町奨学資金特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第36号 平成28年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算  
（説明・質疑・付託）
- 議案第37号 平成28年度川俣町小島財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第38号 平成28年度川俣町飯坂財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第39号 平成28年度川俣町大綱木財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第40号 平成28年度川俣町小綱木財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第41号 平成28年度川俣町山木屋財産区特別会計予算（説明・質疑・付託）
- 議案第42号 川俣町過疎地域自立促進計画について（説明）

◎開会及び開議の宣告

○議長（斎藤博美君） ただいまの出席議員は、12人です。定足数に達しておりますので、平成28年第2回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において、2番議員 高橋道弘君、3番議員 高橋真一郎君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。  
議会運営委員長。

○議会運営委員長（高橋道弘君） 議会運営委員会から報告を申し上げます。本定例会の会期及び審議予定につきまして、去る2月29日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

まず、会期は本日から22日までの20日間といたします。

次に、審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長職務代理者から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査の結果等報告、寄附採納報告を受けます。その後、一般議案19件、平成27年度一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計の補正予算4件について提案内容の説明を受けます。次に、平成28年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、簡易水道特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成特別会計、各財産区特別会計の当初予算、以上13件についての提案内容の説明と質疑を行い、予算常任委員会に付託し、午後4時ごろ散会の予定であります。本会議終了後は、予算常任委員会を開催していただき、審査日程などを決めていただきます。その後、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。

第2日目の4日金曜日は、議案調査のため休会、第3日目の5日は土曜日、第4日目の6日は日曜日のため休会といたします。

第5日目の7日月曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後4時ごろ散会の予定であります。なお、一般質問は4名の方を予定しております。本会議終了後は、追加議案が予定されておりますので、議会運営委員会、全員協議会を開催していただきます。その後、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたします。

第6日目の8日火曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般議案4件、平成27年度補正予算4件について、質疑・討論・採択を行います。その後、追加議案の審議・採決を行い、正午ごろ散会の予定であります。本会議終了後は、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催していただき、付託案件等の審査をお願いいたし

ます。

第7日目の9日水曜日は、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会を開催していただき、前日に引き続き、付託案件等の審査をお願いいたします。

第8日目の10日木曜日は、予算常任委員会を開催していただき、平成28年度当初予算について審査をお願いいたします。

第9日目の11日金曜日、午前は休会、午後から予算常任委員会を開催していただき、前日に引き続き、平成28年度当初予算について審査をお願いいたします。

第10日目の12日は土曜日、11日目の13日は日曜日のため休会といたします。

第12日目の14日月曜日は、追加議案が予定されておりますので、議会運営委員会、全員協議会を開催していただき、午前11時から本会議を開催し、追加議案の審議・採決を行い、正午ごろ散会の予定であります。その後、予算常任委員会を開催していただき、平成28年度当初予算について審査をお願いいたします。

第13日目の15日火曜日、14日目の16日水曜日、15日目の17日木曜日は、予算常任委員会を開催していただき、引き続き平成28年度当初予算について審査をお願いいたします。

第16日目の18日金曜日は、午前に予算審査特別委員会を開催していただき、前日に引き続き、平成28年度当初予算について審査をお願いいたします。その後、午後1時から議会運営委員会、午後2時から全員協議会を開催し、最終日に向けた追加議案等の審議・協議をお願いいたします。

17日目の19日は土曜日、18日目の20日は日曜日、第19日目の21日は祝日のため、休会といたします。

本定例会最終日であります20日目の22日火曜日は、午前休会、本会議を午後1時に開議し、各常任委員長から、請願・陳情の審査結果及び付託議案の審査結果について報告を受けた後、一般議案15件の質疑・討論・採決、次に平成28年度当初予算13件の討論・採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらを全て議了して、午後5時ごろ閉会の予定であります。

以上のおり決定をいたしましたので、議員各位のご協力をお願いいたしまして報告といたします。

○議長（斎藤博美君） ただいま報告いたしました日程でご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手元に配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇ ◇ ◇  
○議長（斎藤博美君） 日程第4，町長職務代理者から提案要旨の説明を求めます。

町長職務代理者。

資料配付します。（資料配付）

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成28年第2回川俣町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、ご参集を賜りましたことに、心から御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件は、報告が1件、議案は36件であります。議案の内訳といたしましては、複数の条例について、関連する部分の一部改正をまとめて整備を行う条例が1件、条例の制定が2件、条例の一部改正議案が14件、町道の認定に係る議案が1件、補正予算が4件、平成28年度一般会計などの当初予算が13件、過疎地域自立促進計画の1件でございます。

これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、東日本大震災・原発事故から間もなく5年を迎えようとする中、これまでの対応、当面の諸課題等について述べさせていただきます。

初めに、避難区域となっている山木屋地区の皆様の帰還に向けた準備のための宿泊である準備宿泊の状況につきまして申し上げます。

準備宿泊につきましては、昨年8月末から始まり、先月末に再延長されたところであり、34世帯、87名の宿泊登録となっております。準備宿泊をされている方へこのほど個別訪問を実施したところ、診療所や金融機関の再開、買い物環境の整備などの意見をいただいたところでございます。これらの意見等を受けとめ、町におきましても円滑な生活再建に向けた環境整備に努めてまいります。

次に、現在、新中町に建設しております町営の復興公営住宅について申し上げます。町営復興公営住宅は、本年6月の完成を目指しておりますが、8月からの住宅入居開始に向けまして、申し込み受付を行い、抽せんにより、40戸全てで入居者が仮決定いたしました。

一日も早く安心した生活を送れるよう、また、復興住宅周辺住民の皆さんを含めた入居後のコミュニティ形成に対する支援にも、しっかりと取り組み、計画どおりの住宅整備に邁進いたします。

次に、山木屋地区復興拠点の整備について申し上げます。

これは、山木屋地区住民の皆様への帰還に際し、住民皆様の安全、安心な生活再建を支える地域の復興拠点として、また、住民皆様のコミュニティの場とする考えのもと、山木屋地区の中心地に整備を進めるものでございます。

まずは、商業施設として食料品、日用品などの販売店舗を中心に、食堂や情報交流スペースなどを設けるもので、施設につきましては、平成28年度末の完成を目指し、今後、工事に着手してまいります。

次に、人口ビジョン・総合戦略について申し上げます。

人口減少対策は喫緊の課題であり、大震災と原発事故を受け、本町では、県内市町

村の中でも、人口減少率が非常に高くなっている状況下にあります。

平成27年10月1日現在での国勢調査人口では、速報値で町の人口が1万4,479人となり、5年前の調査と比較いたしますと人口で1,090人、率では、7.0%の減となり、県全体の人口減少率5.7%を上回る結果となりました。

町がこのほど策定しました人口ビジョンでは、25年後の平成52年に、町の人口を1万人程度維持することを、目指すべき将来展望としております。

この目標の達成に向けて、今後5年間に集中して取り組む施策を総合戦略にまとめ、4つの基本目標に基づく戦略の具現化を図ってまいります。

基本目標の1番目に定めた、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、来年度の予算では、特定不妊治療に要する費用の助成や出産祝金、入学祝金に加え、新婚新生活支援事業、ふれあい交流事業などを展開するとともに、学校給食費賄材料費負担金については、町で半額を負担する新たな取り組みを行い、子育て支援につなげてまいります。

さらに、戦略の2番目の基本目標である、町への新しい人の流れをつくるため、本議会に提出しております今年度の補正予算には、国の地方創生加速化交付金を活用し、道の駅かわまたの活性化を行うための調査事業費等を計上し、道の駅を拠点とした流動人口の増加による、地域経済の振興や観光情報提供施設としての役割を高めることなどにより、町への交流人口の拡大を推進してまいります。

それでは、初めに、議案第20号、平成28年度一般会計当初予算についてご説明を申し上げます。

本町においては、今後5年間の復興・創生期間の初年度となる新年度の予算編成方針として、町復興計画等のさらなる実現のため、被災者の生活再建等に向けた事業に対し、引き続き重点的に予算の配分を行うこととし、さらに、喫緊の課題である人口減少に歯どめをかけるため、新たに策定した、川俣町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、次代を担う若い世代が安心して定住することができるよう、子育て支援の拡充や環境整備等の事業に重点的に予算配分を行い、また、事業の推進体制を強化するため、新年度から子育て支援課を設け、子ども・子育て支援事業に取り組むことといたしました。

平成28年度の一般会計の概要につきまして、予算総額は、対前年度比で10.8%の減、額で14億3,300万円の減となる、117億8,200万円といたしました。

予算総額の減額は、工業団地造成事業費や除染対策事業費の減によるものが大きく、一方、原子力災害対策費において、モニタリング事業や避難地域等帰還・再生加速事業、営農再開支援事業、農業水利施設保全再開事業、復興拠点整備事業等に所要額を計上するとともに、継続事業で取り組む新庁舎建設事業、復興公営住宅整備事業、川俣南小学校屋体建設事業などの各事業費を確保し、あわせて総合戦略の具現化を図るための取り組みを含めた、積極的な予算としたところでございます。

本町の財政状況は、財政の健全化を示す指標である経常収支比率が、平成26年度

決算において88.4%となり、平成25年度決算における89.0%を若干下回ったものの、依然、財政構造の硬直化を示しております。

一方、公債費比率は2.4%、債務負担行為等を含む実質公債費比率は5.0%と、ともに平成25年度と比較をいたしますと改善はされておりますが、毎年度の予算編成において、その財源に財政調整基金を取り崩し、対応する状況が続いております。

平成28年度につきましては、財政調整基金から約2億8,000万円の繰り入れを行い、財源確保を図ったところであり、町債につきましては、償還時の後年度に交付税措置がある財政負担の少ない適債事業を中心に、社会資本整備の推進を図るため、総額で約22億7,000万円を計上しております。

このうち、新庁舎建設事業と復興公営住宅整備事業に係る二つの事業における町債が全体の8割を占めるなど、見込み得る限りの財源を計上したところでございます。

それでは、歳入・歳出の主なものについて申し上げます。

町税では、個人町民税、固定資産税、軽自動車税につきましては、原子力災害における山木屋地区の特例減免や、山木屋地区以外の住民の方については、個人町民税の1割減免を継続いたします。当初予算額の前年対比では、個人町民税、税率改正のある軽自動車税、町たばこ税で伸びが期待できますため、法人町民税の落ち込みはあるものの、町税全体では、前年度比668万円3,000円、0.6%の微減となっております。

次に、地方交付税につきましては、地方交付税のうち普通交付税は、国から交付額基準で示された、全国平均数値である前年度の3.5%程度の減額で見込み、約22億6,500万円を計上しております。

特別交付税につきましては、これまでの交付実績を踏まえ、交付見込み額を前年度の5%増とし、1億8,550万円の計上としております。

震災復興特別交付税につきましては、産業団地、工業団地の造成工事に係る国庫補助事業の終了に伴い、補助残に対し措置される額が大きく減額となったことなどにより、総額では、約5億2,500万円の計上となったものの、地方交付税全体では、前年度比較で、約2億4,900万円の減額となりました。

また、諸収入のうち、学校給食費賄材料費負担金については、町で半額の約3,000万円を負担する子育て支援の新たな取り組みにより、収入減となっております。

一方、繰入金では、財源不足を補うための財政調整基金からの繰入を約2億8,000万円計上するとともに、特定目的基金である生活拠点形成交付金基金の取り崩しにより、復興公営住宅整備事業の財源確保を図ったところでございます。

次に、歳出では、総務費の新庁舎建設事業費は、継続費により新庁舎建物の建設事業に取り組むほか、山木屋地区の避難解除後に、早期に帰還する住民を対象にした、安心な飲料水の確保を目的に実施する井戸掘削工事費やため池の放射性物質対策費、除染対策事業費、除染後の継続モニタリングや除染廃棄物のうち可燃物の運搬委託費に加え、山木屋地区復興拠点の整備費など、原子力災害対策課の職員人件費を含め、原子力災害対策費として、総額約34億1,000万円を措置いたしております。

総務費全体では、山木屋地区復興拠点の施設整備費の計上などにより、前年度の7.2%の増額となりました。

民生費は、前年度と比較して8.4%の増であります。これは、所得の低い方が受ける負担の影響に、適切な配慮をするため、臨時的に措置される臨時福祉給付金事業の継続と新たな年金生活者等支援臨時福祉給付金や拡大して第1子から支給する出産祝金給付金の措置などによるものが要因であり、一方、特別会計への繰出金では、介護保険特別会計に対し、介護保険料1割減免を継続するための財源措置として、所要額を計上したところでございます。

さらに、定住化対策として実施しております、70歳到達時における人間ドック無料化の推進を図るため、該当者への周知徹底を図るとともに、事業を実施する国民健康保険事業特別会計に対し、所要額を繰り出すこととしております。

衛生費では、健康管理のため、継続して放射線対策の一環として実施する内部被ばく検査委託料や最大15回分の妊婦健診委託料、新たに特定不妊治療や生後2カ月から1歳未満児を対象とするロタウイルス予防接種に助成を行うなど、出産や子育て支援の戦略に取り組んでまいります。また、引き続き血液検査による胃がんリスク検診の実施費用を計上し、50歳代を対象に健診事業に取り組むとともに、避難者の生活再建に基づく住宅建設の増加に合わせ、浄化槽設置整備事業補助金について需要増に見合った額を計上しております。

農林水産費では、ふくしま森林再生事業費の森林整備事業計画策定費として約5,600万円を措置するとともに、県営事業で取り組む、山木屋で実施する用排水路整備及び暗渠排水工事費に対する負担金や、5年目となる米の全袋検査事業補助金、広域的な課題となっている有害鳥獣対策事業について、捕獲報償金や捕獲委託料の所要額を計上いたしております。

商工費は、前年度と比較して約21億8,300万円の大きな減額となっております。主な要因は、工業団地造成事業特別会計への繰出金の減であり、羽田産業団地や西部工業団地の造成完了に伴うもので、平成28年度は、企業誘致活動支援業務委託料を計上し、西部工業団地への企業誘致の実現を図るとともに、立地企業に対し企業立地促進補助金を計上し、雇用の支援助成を図る予算措置を行ったところでございます。

土木費では、新中町地内の復興公営住宅建設に継続事業で取り組むとともに、道路新設改良費では、6路線の改良整備費を計上し、道路維持費では、町道の維持補修費に加え、道路施設定期点検事業に係る調査事業や橋りょう長寿命化対策費、住居管理費では、町営住宅の長寿命化対策費、都市計画費に、新たに空き家等対策のため実態調査の委託費を計上するなど、地域住民の安全性、利便性の向上を図ってまいります。

消防費は、旧町内に配置している消防ポンプ自動車の更新について、耐用年数の経過に配慮し、約2,150万円の購入費を計上するとともに、引き続き、昨年9月に発生した豪雨災害に伴う、宅地関連の災害復旧事業補助金や、業務委託で実施する山木屋地区の地域安全パトロール事業に所要額を確保したところでございます。

さらに、現在の町防災行政無線について、アナログからデジタル化への移行や固定スピーカーによる無線工事等について、工事の調査設計に取り組む費用を計上しております。

教育費につきましては、川俣南小学校の体育館建設事業に継続して取り組むとともに、川俣小学校体育館屋根改修工事や中央公民館舞台調光設備改修工事の維持補修費を計上し、スクール・ソーシャルワーカー派遣事業費、避難児童・生徒等支援事業費、幼稚園児を対象とした自然体験活動等を行う、こどもハッピー・スクール事業にも予算措置をしております。

また、総合戦略に基づく子育て支援の拡充や環境整備事業等の推進体制強化のため、子育て支援係を課に格上げするとともに、富田幼稚園において3歳児保育を開始し、より質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供してまいります。

これらの新年度予算確保により、東日本大震災・原発事故からの復旧・創生に全力を傾注するとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略への取り組みを推進してまいりたいと考えております。

それでは、次に、今定例会に提出しております、その他の議案について説明申し上げます。

議案第7号から議案第23号までの17件は、条例の制定または一部改正に関する議案となっております。

議案第7号及び第8号は、改正行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の文言の整理を行うとともに、提出書類等の交付に係る手数料を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第9号は、避難区域に住所を有する方等に対し、平成28年度についても引き続き、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を減免する条例を制定するものであります。

議案第10号及び議案第12号から第14号までの4件は、議会議員の皆様や町長等特別職に係る期末手当支給額の一部改正に加え、職員の給与について、県人事委員会勧告の実施等に伴い、若年層に重点を置いた給料月額引き上げや勤勉手当支給額等の一部改正を実施するものでございます。

議案第11号は、行政区長、行政連絡員の皆様に係る報酬について、引き続き、定める額の2倍の額とすることを規定し、円滑な町政の推進を図るものでございます。

次に議案第15号及び第16号は、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、議案第17号は、個人番号の利用手続の見直しに加え、個人町民税の1割減免措置について平成28年度も継続して実施するため、税条例の一部改正を行うもので、議案第18号、第19号は、介護保険サービスの取り扱いを定める省令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第20号は、診療所の再開に向け、診療日等についての規定を規則に委ねるため、所要の改正を行うもので、議案第21号及び第22号は、道路占用料、都市公園占用料について、それぞれを県の条例に準拠した額に改正を行うものでございます。

次に議案第23号は、町の附属機関に、新たに町水道事業経営審議会と町空家等対策協議会を加えるため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第24号、町道路線の認定及び変更については、新中町地内の復興公営住宅に接続する路線等10路線の認定と、新関前・細越線の路線について一部を変更するため、道路法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第25号、平成27年度川俣町一般会計補正予算（第8号）は、既定の予算額から、歳入歳出それぞれ、17億8,049万6,000円を減額し、予算の総額を169億4,038万1,000円とするもので、主に事業費の確定等によるものや、不用額の減額などの補正を行うものでございます。

議案第26号から議案第28号までの3件は、各特別会計に係る今年度の補正予算で、議案第30号から議案第41号までの12件につきましては、各特別会計に係る平成28年度の当初予算となります。それぞれの目的に応じた事業を実施するため、所要額を計上したものでございます。

最後に議案第42号につきましては、過疎地域自立促進計画策定の根拠法である、過疎地域自立促進特別措置法の失効期限の延長に伴い、現行の過疎計画を継承し、計画期間を5年間延長した内容で策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案要旨の説明とさせていただきますが、詳細につきましては、提案の都度、各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、可決を賜りますようお願い申し上げます。提案議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（斎藤博美君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

請願第10号「大木戸地区集中豪雨被害による水路改修工事請願書」、請願第11号「町道糠戸内線の改良及び側溝改修に関する請願書」、請願第1号「大綱木字高屋敷地内法定外道路の町道認定と改良に関する請願書」、請願第2号「小綱木字荷付場等地内水路の整備に関する請願書」、請願第3号「絹蔵が存続できるようにご支援を戴きたい請願書」、陳情第2号「未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情」、陳情第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」、以上7件を総務産業常任委員会に、陳情第1号「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情」、陳情第4号「給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の陳情について」、以上2件は厚生文教常任委員会に、それぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。

◇ ◇ ◇  
○議長（斎藤博美君） 日程第6，ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に議会事務局長から報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、請願の処理経過並びに結果報告については、お手元に配付したとおりであります。

次に、去る12月定例会及び第1回臨時会で可決されました意見書につきましては、関係機関に送付いたしましたので報告いたします。

以上で議会事務局からの報告を終わります。

◇ ◇ ◇  
○議長（斎藤博美君） 次に、一部事務組合等について報告いたします。

最初に、伊達地方衛生処理組合議会臨時会について報告願います。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成27年12月21日午前11時、伊達地方衛生処理組合議会臨時会が組合事務所  
所に招集され、菅野意美子議員とともに出席してまいりました。

付議事件は、議案4件でありました。議案4件は、審議の結果、原案のとおり可決  
されたことを報告いたします。なお、細部については、お手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（斎藤博美君） 次に、川俣方部衛生処理組合議会定例会について報告願います。

黒沢敏雄君。

○7番（黒沢敏雄君） 7番 黒沢敏雄であります。私からは、川俣方部衛生処理組合議  
会の報告をいたします。

平成28年2月25日午後3時、川俣方部衛生処理組合議会定例会が組合事務所に  
招集され、佐藤喜三郎議員、高橋道也議員、斎藤博美議長とともに出席してまいりま  
した。

付議事件は、選挙1件、議報告1件、議案2件でありました。選挙1件は、議長選  
挙でありましたが、その結果、議長に川俣町議会の斎藤博美議員が選任されました。  
議報告1件の後、議案2件は、審議の結果、原案のとおり可決されたことをご報告い  
たします。なお、詳細については、お手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（斎藤博美君） 最後に、福島地方水道用水供給企業団議会定例会について、私か  
ら報告いたします。なお、この場から報告をお許し願います。

平成28年2月22日午後2時、福島地方水道用水供給企業団議会定例会が、すり  
かみ浄水場に招集され、出席してまいりました。

付議事件は、議案2件でありました。議案2件は、審議の結果、原案のとおり可決

されたことを報告いたします。なお、細部については、お手元に配付のとおりです。  
これで報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第7，議報告第1号「例月出納検査の結果について」報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（斎藤博美君） なお、例月出納検査の結果については、お手元に配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第8，議報告第2号「教育委員会の所管に係る点検評価に関する報告について」を報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（大内 彰君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第9，報告第1号「寄附採納」について報告いたします。

総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） お諮りいたします。

日程第10，議案第7号から日程第12号、議案第9号までは、条例の制定に関する議案です。

以上3件を一括議題とし、所管を同じ議案はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、以上3件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第10，議案第7号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例」、日程第11，議案第8号「川俣町行政不服審査法関係手数料条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） それでは、ご提案させていただきたいと思っております。

まず、議案第7号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例条文の読み上げは省略をさせていただきたいと思っております。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理人 川俣町副町長 伊藤智樹

(提案理由)

行政不服審査法の施行に伴い規定の整備を行うための所要の改正を行うものでございます。

ご説明申し上げます。

行政不服審査法、昭和37年、法律第137号が、平成26年に全面改正が行われました。平成28年4月1日から施行されるため、所要の改正を行うものでございます。本町の個人情報保護条例、情報公開条例、行政手続条例、固定資産税評価審査委員会条例、人事行政の運営等状況の公表に関する条例、職員の給与に関する条例、税条例にかかわる文言の整理を図るものでございます。

主な改正内容として、一つ目は、審理員による審理手続、及び第三者への諮問手続を導入したことでございます。二つ目は、不服申し立ての手続を審査請求に一元化したところでございます。三つ目は、審査請求をすることができる期間を60日から3カ月にしたところでございます。

以上説明とさせていただきますと思います。

続きまして、議案第8号、川俣町行政不服審査法関係手数料の条例であります。

同じように、条文については読み上げを省略させていただきますと思います。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理人 川俣町副町長 伊藤智樹

(提案理由)

行政不服審査法の施行に伴い、関係書類等の交付に係る手数料を定めるため、制定しようとするものでございます。

ご説明申し上げます。

この条例制定については、行政不服審査法の改正に伴って、関係書類の交付に係る手数料を定めるため、制定しようとするものでございます。

なお、減免、減額の対象者は、生活保護受給者は明らかにわかりますが、経済的な困難者もおります。経済的な困難者についての確認方法であります。他の法律で生活困窮者自立支援法が制定されており、生活困窮者の定義を定めております。その定義の定めによって、町のほうもこの条例のほか、新たに規則を定めまして、減額、免除を定めて運用してまいりたいと考えております。

これまでの情報公開等の手数料については、白黒が10円、カラーが100円を頂いていたので、今回、カラーコピーを実勢単価として50円に下げておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。提案とさせていただきますと思います。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第12、議案第9号「東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成28年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 議案第9号、東京電力福島第一原子力発電所原子力災害に伴う計画的避難区域の設定による被災者に対する平成28年度川俣町町税等の減免の特例に関する条例

改正文の読み上げは省略させていただきます。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において原子力災害が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発し、原子力災害対策本部長の指示した計画的避難区域の設定に伴い、当該計画的避難区域に住所を有する者等に対し、平成28年度に課する当該年度分の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免をするため、本条例を制定しようとするものである。

ご説明申し上げます。

本条例は、平成23年度から毎年度条例を制定し、施行してまいりましたが、引き続き、平成28年度におきましても、当時の計画的避難区域に住所を有する方々などに対しまして、町が課する町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免を行うため、町税等の減免の特例に関する条例を制定しようとするものでございます。

第1条では、その趣旨を述べております。

第2条では、被災区域を計画的避難区域として設定されたところの山木屋の区域を定義しております。

第3条第1項では、被災区域に住所を有する個人、法人の町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、事業継続を認められたものに係るものを除いて、申請によることなく全額を減免するとしております。

同じく第2項では、被災区域以外の区域に住所を有する個人、法人が、被災区域の中に土地、家屋、償却資産を有する場合、その固定資産に係る固定資産税相当額を減免することを述べ、同項第1号で申請を、2号で承認または却下を、3号でその申請は本年12月31日までに行わなければならない旨を述べております。

同じく第3項では、被災区域以外の区域に住所を有する個人、法人が、被災区域の中を使用の本拠としている軽自動車に係る軽自動車税相当額を減免することを述べ、同項第1号で申請を、2号で承認または却下を、3号でその申請は本年12月31日までに行わなければならない旨を述べております。

第4条では、第3条の申請に虚偽、その他不正があった場合、当該減免の取り消しについて述べております。

第5条では、必要事項について町長の委任を述べております。

附則では、この条例の施行日及び平成28年度分の町税等に限っての適用を述べております。

次に、様式第1号は、第3条関係の固定資産税減免申請書、第2号は、固定資産税減免申請に対する承認または却下の通知、第3号は、同じく第3条関係の軽自動車税減免申請書、第4号は、軽自動車税減免申請に対する承認または却下の通知書でございます。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど賜りますようお願いいたします。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） お諮りいたします。

日程第13、議案第10号から日程第26、議案第23号までは、条例の一部改正に関する議案です。

以上14件を一括議題とし、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、以上14件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第13、議案第10号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、日程第14、議案第11号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」、日程第15、議案第12号「町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例」、日程第16、議案第13号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」、日程第17、議案第14号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第18、議案第15号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、日程第19、議案第16号「川俣町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」、以上7件を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） それでは、議案第10号から説明をさせていただきたいと思います。

議案第10号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

条例文については、読み上げの省略をさせていただきたいと思います。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

川俣町議会の議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、

所要の改正を行うものでございます。

ご説明申し上げます。

本改正は、平成27年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、改定するものでございます。内容については、昨年の12月支給分を100分の157.5を100分の162.5、0.05月引き上げをするためのものでございます。

また、次年度以降については、6月支給分を100分の150、12月支給分を100分の160に改めるものでございます。

これにより、全体での年額が16万5,140円の増額となるものでございます。議員1人当たり1万3,700円の増額となるものでございます。

続いて、議案第11号であります。

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

(提案理由)

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故後の行政区長、連絡員の業務量を考慮した報酬とするため、所要の改正を行うものでございます。

ご説明申し上げます。

行政区長や行政連絡員の皆様には、東日本大震災、それに伴って発生した原子力発電所事故以降、災害に関する広報紙の各家庭への配布や除染事業等の復興、再生に向けた事業の実施に当たり、町と町民との間の連絡等を行っていただくなど、今までにない負担を生じておるところでございます。その職務は、以前よりも重要性を増しているため、そのため平成28年度の報酬については、引き続き、定める額の2倍とすることを附則で規定するものでございます。

以上説明とさせていただきますと思います。

続いて、議案第12号であります。

町長、副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

(提案理由)

町長及び副町長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

ご説明申し上げます。

本改定は、平成27年福島県人事委員会勧告の実施に伴い、期末手当の改定を行うものでございます。昨年支給をしました12月分の期末手当について、100分の157.5から100分の162.5に0.05月引き上げるものでございます。

また、次年度以降、6月支給分を100分の150、12月支給分を100分の160に改めるものでございます。

これにより、年額で8万7,515円の増額となります。平均でいきますと4万3,700円の改定でございます。

続きまして……

◇ ◇ ◇  
○議長（斎藤博美君） 発言者に申し上げます。ここで休憩いたします。  
再開は11時15分にします。 (午前11時01分)

◇ ◇ ◇  
○議長（斎藤博美君） 再開いたします。 (午前11時15分)

◇ ◇ ◇  
○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 続きまして、先ほどの議案第11号、12号の条文の省略をさせていただくことを言うのを忘れましたので、改めまして、11号、12号についての条文の読み上げについては省略させていただきたいと思います。

続いて、議案第13号であります。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例であります。

条文の読み上げは省略させていただきたいと思います。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

教育長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

内容については、先ほど12号でお話しした町長、副町長の説明内容と同じでございますので、省略をさせていただきたいと思います。

これによって、年額3万6,513円の増加となるものでございます。

続きまして、議案第14号であります。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

条文については、読み上げの省略をさせていただきたいと思います。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

平成27年福島県人事委員勧告の実施に伴い、所要の改正を行うものでございます。ご説明申し上げます。

本改正は、平成27年福島県人事委員勧告の実施等に伴い、改正するものでございます。主な改正については、給与月額を民間給与との格差0.17%を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての号給を引き上げるものでございます。

また、勤勉手当を年額0.1月の引き上げ、単身赴任手当は基本額を2万6,000円から3万円へ、加算額を6,000円から8,000円へと、民間に準拠して引き

上げをする内容になっております。

今改定に伴いまして、給与月額の変更に伴って総額139万2,000円の増額、勤勉手当の改正で総額426万1,000円の改正の内容となっております。

以上提案とさせていただきます。

続きまして、議案第15号であります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

条文については、読み上げの省略をさせていただきます。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

ご説明申し上げます。

地方公務員法の一部改正によって、平成27年5月に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布されました。地方公務員法第24条第6項が24条第5項に繰り上がったための改正であります。

続きまして、議案第16号であります。

川俣町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例であります。

なお、条文の読み上げについては省略させていただきます。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

(提案理由)

地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

ご説明を申し上げます。

これも平成27年5月の地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、昨年5月に公布されました。それで、能力及び実績に基づく人事管理の徹底と対象管理の適正の確保の条項が追加されたための改正でございます。

以上、私のほうからの提案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。終わってまいります。

(発言する者あり)

私の提案を終わります。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第20、議案第17号「川俣町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 議案第17号、川俣町税条例の一部を改正する条例

川俣町税条例（昭和30年川俣町条例第30号）の一部を次のように改正する。  
改正文の読み上げは省略いたします。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

個人番号の利用手続きの見直し及び原子力災害の被害の甚大さに鑑み、平成28年度における個人の町民税を減免するため、所要の改正を行うものである。

ご説明を申し上げます。

個人番号の利用手続きの一部見直しでございますが、当初、町民税及び特別土地保有税の減免を受けようとする方につきましては、個人番号または法人番号の記載が必要とされておりましたが、平成28年度税制改正大綱におきまして、個人番号利用の取り扱い見直し方針が示されたところでございます。これを受け、納税者の負担軽減を目的とした内容の地方税分野における個人番号手続きの一部見直しの通知が総務省からあったため、改正するものでございます。

また、改正附則第22条の2は、東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害の被害の甚大さに鑑みまして、申請によることなしに、平成24年度から平成27年度に課する個人の町民税の税額から10%を減免するため、規定でございましたが、この規定をさらに1年延長し、平成28年度につきましても、同様に減免するため改正を行うものでございます。

以上、議案第17号、川俣町税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第21、議案第18号「川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第22、議案第19号「川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、日程第23、議案第20号「川俣町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例」、以上3件を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第18号、川俣町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
改正文の読み上げについては省略させていただきます。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案の理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する

省令（平成28年厚生労働省令第14号）の施行により、関係省令の改正に伴い、所要の改正をするものである。

ご説明を申し上げます。

介護保険法の改正により、介護予防認知症対応型通所介護について、運営推進会議の開催を義務づけられましたので、本町においても、国の基準のとおり条例の改正を行うものでございます。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号、川俣町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正文の読み上げについては省略させていただきます。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案の理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）の施行による関係省令の改正に伴い、所要の改正をするものである。

ご説明を申し上げます。

介護保険法の改正により、通所介護のうち小規模な通所介護、定員19人未満のものについて、平成28年4月1日から地域密着型通所介護として、地域密着型サービスに位置づけることとされました。

また、認知症対応型通所介護について、運営推進会議の開催を義務づけられましたので、本町においても、国の基準のとおり条例を改正するものでございます。本町においては、株式会社桑のきが該当いたします。

以上、議案第19号の説明といたします。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号、川俣町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例  
川俣町国民健康保険診療所条例（昭和30年川俣町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項を次のように改める。

山木屋診療所の診療日及び診療時間は、規則で定める。

第9条第2項及び第3項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

山木屋診療所の診療日及び診療時間等について規則で定めるため、所要の改正を行うものでございます。

ご説明を申し上げます。

現在、山木屋診療所再開に向けては、町が診療所を運営できる医療機関と協議をいたしまして、震災前の週3日の診療日から、週2日ならできるとの話をいただき、今般条例の一部改正し、規則で診療日等を定めることによりまして、山木屋地区民の帰還の状況に合わせて、バスの送迎や往診等含めて柔軟に決められますよう、規則で定めるように改正するものでございます。

以上、議案第20号の提案とさせていただきます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第24、議案第21号「川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」、日程第25、議案第22号「川俣町都市公園条例の一部を改正する条例」、日程第26、議案第23号「附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上3件を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第21号、川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

川俣町道路占用料徴収条例（昭和61年川俣町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表の朗読は省略させていただきます。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2. 改正後の川俣町道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

道路法施行令の一部改正に伴い、道路の占用に係る占用料の改正を行うものである。ご説明申し上げます。

改正内容は、お配りした新旧対照表のとおりでございます。

道路占用料につきましては、従来から道路法施行例及び県の道路占用料徴収条例に準拠して条例を定めておりました。

国は、平成26年4月から改正し、県は、平成27年4月1日より国に準じた道路占用料の改定をいたしましたので、町でも県に合わせた占用料とするため、条例改正をするものでございます。

なお、新旧対照表のとおり、減額改定でございまして、全体で約31%の減となる見込みでございます。

以上で、議案第 2 1 号、川俣町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の説明といたします。

続きまして、議案第 2 2 号、川俣町都市公園条例の一部を改正する条例  
川俣町都市公園条例（昭和 5 1 年川俣町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
別表第 2 の 2 の表を次のように改める。  
別表の朗読は省略させていただきます。

附則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

2. この条例の施行の際、現に改正前の川俣町都市公園条例第 1 2 条第 1 項の規定により、納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。

平成 2 8 年 3 月 3 日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

県の都市公園条例に合わせ、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

改正の内容は、お配りした新旧対照表のとおりでございます。

都市公園条例につきましては、従来から県の都市公園条例に準拠して条例を定めておりました。

県は、平成 2 7 年 4 月 1 日より都市公園条例の改正をしましたので、県に合わせた使用料とするため、条例改正をするものでございます。

新旧対照表のとおり、減額、これも減額改定でございまして、全体で約 2 6 % の減となる見込みでございます。

以上で、議案第 2 2 号、川俣町都市公園条例の一部を改正する条例の説明といたします。

続きまして、議案第 2 3 号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（平成 6 年川俣町条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部に次のように加える。

川俣町水道事業経営審議会	町の水道事業経営について必要な事項を審議する。
川俣町空家等対策協議会	町空家等対策に関する施策の推進に関することについて調査審議する。

附則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日より施行する。

平成 2 8 年 3 月 3 日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

(提案理由)

新たな附属機関を設置するため、所要の改正を行うものである。

ご説明申し上げます。

二つの附属機関でございますが、一つ目が川俣町水道事業経営審議会でございますが、この審議会につきましては、昭和47年に規則により設置して、これまで水道事業経営について町長の諮問に応じ、必要な事項を審議してまいりました。

このたび、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関とするものでございます。

続きまして、川俣町空家等対策協議会につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の第7条に基づきまして、空家等対策計画の作成及び実施について協議するため設置するものでございます。

以上で、議案第23号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議よろしくお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長(斎藤博美君) 日程第27、議案第24号「町道路線の認定及び変更について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長(斎藤和弘君) 議案第24号、町道路線の認定及び変更について町道の路線を次のように認定及び変更する。

1. 認定する路線

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地の順に申し上げます。

路線番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
1128	新中町団地1号線	川俣町字川原田40-1先	新中町地内
		川俣町字新中町84-1先	
1129	新中町団地2号線	川俣町字川原田40-1先	川原田地内
		川俣町字川原田40-3先	
1130	新中町団地3号線	川俣町字新中町84-1先	新中町地内
		川俣町字新中町84-5先	
2344	久路須・狐石線	川俣町大字小神字久路須1先	久路須地内
		川俣町大字小神字狐石38-2先	
4054	古内線	川俣町大字小島字古内37-1先	古内地内
		川俣町大字小島字古内9先	
4055	八幡前線	川俣町大字小島字八幡前25-1先	八幡前地内
		川俣町大字小島字八幡前38-1先	
5048	飯坂団地線	川俣町飯坂字北古堂道内48-2先	北古堂道内地内
		川俣町飯坂字北古堂道内25-3先	

7023	広久保・松ヶ森線	川俣町小綱木字広久保2-4先	広久保地内
		川俣町小綱木字松ヶ森2-4先	
7024	上羽金・羽金線	川俣町小綱木字上羽金7-1先	上羽金地内
		川俣町小綱木字羽金34-2先	
7025	船形石・上船形石線	川俣町小綱木字船形石3-1先	船形石地内
		川俣町小綱木字上船形石13-2先	

次のページをお願いします。

## 2. 変更する路線

路線番号	旧 新 別	路線名	起点	重要な経過 地
			終点	
4051	旧	新関前・細越線	川俣町大字小島字新関前1-1先	新関前地内
			川俣町大字小島字細越1先	
	新		川俣町大字小島字新関前1-1先	
	川俣町大字小島字細越7先			

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

(提案理由)

町道路線の認定及び変更を行うに当たり、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び同法第10条第3項の規定により、議会の議決を得るものでございます。

それでは、位置図によりご説明を申し上げます。

3ページ目の1128、新中町団地1号線、4ページの1129、新中町団地2号線、5ページの1130、新中町団地3号線につきましては、新中町の復興公営住宅内の道路を町道として管理するため、認定するものでございます。

6ページですが、久路須・狐石線につきましては、これにつきましては、町道の認定の要望をいただいたものでございます。

7ページの4054、古内線、8ページの4054、八幡前線につきましては、これは議会に請願があったものでございます。

9ページ目の5048、飯坂団地線につきましては、飯坂団地の取りつけ道路を町道として管理するため、認定するものでございます。

10ページ目ですが、7023、広久保・松ヶ森線につきましても、議会に請願があったものでございます。

11ページ目ですが、7024、上羽金・羽金線、あと12ページ目の船形石・上船形石線、これにつきましては、国道114号小綱木バイパスの旧道になるものでござ

ざいまして、町道として管理するため、認定をするものでございます。

13ページの変更路線、4051、新関前・細越線につきましては、議会に請願があり、終点を約100メートル奥に延長するものでございます。

以上で、議案第24号、町道路線の認定及び変更についての説明といたします。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） お諮りいたします。

日程第28、議案第25号から日程第31、議案第28号までは、平成27年度各会計補正予算です。

以上4件を一括議題とし、所管が同じ議題はまとめて説明を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、以上4件は一括議題とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第28、議案第25号「平成27年度川俣町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第25号、平成27年度川俣町一般会計補正予算（第8号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時です。

（午後0時00分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第29、議案第26号「平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」、日程第30、議案第27号「平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第26号、平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第27号、平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第31、議案第28号「平成27年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第28号、平成27年度川俣町水道事業会計補正予

算（第1号）について説明した。



○議長（斎藤博美君） 日程第32、議案第29号「平成28年度川俣町一般会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第29号、平成28年度川俣町一般会計予算について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 予算委員会もありますので、大きな点だけ確認というか考え方を質したいんですけど。

まず歳入ですけど、12、13ページに町税が載っておりまして、前の町が作った財政計画の議論の際にも、法人町民税は速やかにすぐに減額になっていくであろうという指摘をしたのに対して、まあ、10年間は同じなんだと、こういうふうに頑張っているんですけど、28年度を見ますと、1,600万、1億を割ったということになりますね。1,690万7,000減で、9,945万9,000円になりますと、こういうふうな提案をしているわけですが、これらが、今後の見通し等については、この予算の概要の中でも何にも触れてないんですよ。ただ数字がそうなったと書いただけで、6ページにね。だから、今後これがどういうふうに推移をなさっていくというふうに考えていらっしゃるのかお聞かせをいただきたいと思います。まあ、今後の財政計画に大きくおぶってくることでありますから、その見通しをはっきりしておかないとまずいと思いますので、質しておきたいと思います。

それから、14、15ページでは、地方消費税交付金があるんですけども、これ、8%になって満額になったにもかかわらず、727万円、この27年度より減だと、こういうことですね。これは町内の経済状況を反映したものであろうと思うんですけども、この辺はどのように分析なさっているのかも質しておきたいと思います。

それから、歳出のほうですが、51ページに合併60周年新庁舎落成記念事業というのがあるんですけども、60周年は去年だったのかなと、私は27年度でなかったのかなと、こう思うわけではありますが。まあ、新庁舎落成と合わせてやるんだということなんだろうけども、この中身を見ますと、どんなことをやろうとしているのかちょっとわかんないんですけども。ましてや、この式典業務委託料なんていうのは、たった21万6,000円、これ、計上なさっているわけですよ。20万と消費税で、21万6,000円だということだろうと思うんですけども、それに対して、今度、広告料は108万円だと。まあ多分民報、民友に50万ずつで、消費税入れて108万だと、こういうことなんだろうけども、どんなふうな式典になさっていきたいというふうに考えていらっしゃるのか、どんなふうに位置づけていくのかね、これからの川俣町のまちづくりに、この60周年の記念事業と新庁舎の落成記念事業は、どのような考えでどんなふうにかこれからのまちづくりに位置づけていく考えなのか、

お聞かせをいただきたいと思います。

それから、157ページに森林再生事業がありまして、5,599万7,000円とあるんですが、先ほど説明を受けました27年度川俣町一般会計補正予算（第8号）の提案の中で、繰越明許費の補正がありまして、森林再生事業5,291万8,000円を28年度に繰り越すんだという提案をしているわけですよ。

すると、去年もそうなんだけど、するとまたこれを合わせると1億円を超える金になるんですね。だから、町として森林再生事業というのは、県でいえば国が除染をやらないから、その除染をかねて、森林再生事業で里山の安全・安心も確保していくんだと。除染も進めるんだと、こういう位置づけなんですけど。うちの町はどのような位置づけで、この森林再生事業をやっているのか、そして毎年毎年予算額の半分を残して繰り越ししていくという。そして、どこで展開しているのかも、一般市民にはさっぱり目に見えてこない。その効果も場所もわかんなければ、効果もわかんないという状況なんですけれども、どのような場所で、この5,599万7,000円を今後は展開なさって、どのような目的で、どのような効果を期待しているんだか。そして、繰り越ししたものと合わせて、本当にできるのかどうなのか。結局3カ年間の軽減を見ると、予算はとるけども、やるのはせいぜい半分か3分の1しかやらないわけですよ、この森林再生事業。その辺、お聞きをしたいなど、こういうふうに思います。

それから最後でございますが、195ページに山木屋のパトロールの話があるんですが、詳細は予算委員会でやりたいと思うんですけども。私がわからないのは、パトロール業務は委託するんだと、1億9,958万4,000円で委託するんだと言いながら、14番の使用料及び賃借料ではですよ、自動車リース料、仮設ハウス借り上げ料、エアコン借り上げ料と、こう載っているわけですよ。これ、直営のときと同じ金額、載っているんですよ、ほとんど。臨時職員でやっているときの。すると、業務は委託するんだけど、自動車もですよ、その本部のハウスも設備も含めて、全部町持ちなんですと。そういう業務委託ってあんのかなと、こういうふうに私は疑問を感じますので、その辺の整合性はどのようにとって、こういう予算計上をなさっているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（斎藤博美君） 答弁をお願いします。

ページの前のほうから。整理して12ページからどうでしょうか。

産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） 質問にお答えいたします。

予算書、森林再生事業のご質問でございますが、まず森林再生事業の位置づけ、効果、どこの場所等々のご質問でございました。

まずは、繰り越しで約5,300万ほど繰り越しさせていただくのに加え、28年度で約5,600万ほどの予算となっております。

なお、こちらの内容につきましては、森林整備とあとは森林の路網整備、そういったことの事業で、27年度につきましては、小綱木の木挽沢と畑鉾山地内をこの森林

再生事業を使って行ったところでございます。

議員お質しのとおり、約半分程度繰り越しとなったわけでございますが、こちらにつきましても、当初の計画におきましては、森林を伊達の仮設処理、そちらのほうに運んで燃やすというような計画でございました。そちらのほうは、話がまとまらずとかまだ協議中ではございまして、現在その仮設焼却場に持って行って処分というのができなくなっております。で、そちらにつきましても、現在協議中ではございますが、そういったものの金額が繰り越しの額になったというふうにお考えいただければというふうに思います。

で、次年度以降、町全体では約100ヘクタールの森林整備の予定面積を計画してございます。で、来年度は、場所としては峠の森周辺の森林を整備したいと考えておりまして、そちら、森林整備をすることにより、除染の影響の軽減化と、あとは峠の森の集客等を図っていきたいというふうに来年度は考えているところでございます。

確かに、事業の進みぐあいにつきましては、おくれがあらうとも感じておりますが、そちらのほうは事業費消化できるように努力していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

合併60周年、新庁舎落成記念事業の内容であります。これについては、439万5,000円、一応予算見積もりをしたところでございます。

内容的には、議員お質しのとおり、委託料については、式典のセレモニーということで、役場新庁舎のほうのオープニングカットについては、委託を、飾りつけ等の委託をしながらやっていきたいと。あと、役務費の広告費については、議員お質しのとおり、民報、民友のほうにそれぞれ広告を出す。あと、従前50周年等もやっておりますので、その例にならって今回は予算措置をしたところであります。ただ、詳細についてはまだ詰めておりませんので、今後張りのある式典にしていきたいと思っておりますので、詰めながら、再度補正があれば、補正予算のほうで対応していきたいと思っております。

続いて、2点目の山木屋地区の地域安全パトロールの業務委託であります。

平成27年度までは、国の緊急雇用創出事業に該当してまして、28年度からは、この緊急創出事業が該当の業務からは対象外だということで、国と打ち合わせをしながら、今進めていたところでございます。

議員お質しのとおり、業務についてはほとんど委託、業務委託ということで発注する予定であります。車の借り上げ、あと仮設ハウスの借り上げ、エアコンの借り上げについては、これは直接町が国から補助をいただいて、業務委託を受注した人に、無料で貸し付けるような制度で、今国と協議をしているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

1点目の法人町民税の見通しについてのお尋ねでございますけれども、先の財政計画をお示しした際に、法人町民税の1億円台での計上はなかなか厳しいんでないかというご指摘を受けてございました。ご指摘のとおり、財政計画をつくりました平成26年度の法人町民税の伸びが大きくて、その後、やはり伸びた理由につきましては、震災特需とか賠償金、それから経済成長があるというふうに分析をしておりますけれども、26年度のような伸びは、まあ27年度の決算ベースでは望めないということで、28年度の当初予算につきましても、ご指摘いただいておりますとおり、1億円を若干下回った額で、9,945万9,000円の計上でございますけれども、1億円は若干下回ってはございますけれども、27年度見込みの95%の額を基本に、今回予算を計上しております。なかなか経済状況等も踏まえた中での税収見込みの判断ということになりますので、今後そういったご指摘をいただいた中で、分析の精度を上げまして、今後、財政計画見直してまいりますので、そういった適切な収入の見込みに基づく計画にしていきたいと思いますと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、地方消費税交付金の減額予算計上の件でございますけれども、地方消費税交付金につきましては、市町村に交付される額の算定上、半分につきましては、直近の国勢調査の人口でカウントされまして、残り半分につきましては、直近の経済センサス基礎調査による従業者数で按分した額として交付をされるところでございます。

町長の提案要旨にもございましたが、職務代理者の提案要旨にもございましたが、27年10月1日現在の町の国勢調査人口が、速報値ではございますけれども、5年前の平成22年の国勢調査と比較しますと、率で7%ほど減少して、人口では1,090人の減となっております。それらを鑑みまして、人口について基礎となる国勢調査、27年の国勢調査に置きかえられることを想定しまして、人口が7%ほど減っておりますので、今回地方消費税につきましては、地方消費税交付金につきましては、7%の人口割合のうち半分が国勢調査人口のカウントということで、7%減の半分の3.4%減で、当初見込んで計上したところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） それでは、ここで休憩します。

再開は2時15分です。

（午後2時01分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 再開します。

（午後2時15分）

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 再質問をさせていただきますけれども、まず、ページの前のほうからいきますが、法人税と地方消費税交付金のことですけど、今ほど川俣町というか地

域総合戦略も今つくってね、国の施策にのっかって、地方創生をやりましょうと、こういう構えなわけでしょ、うちの町はね。そういった中で、いわゆる経済の状況をどう把握するのかというのは、基本中の基本だと思うんですよ、町として。それがなかったら、タイムリーな政策というのは打ち出せないと思うのね。だから、例えば法人町民税が、こう、どう推移していくのかというのは、今、申告を受け付けしていますが、そういったものを見ていけばわかるわけなんです。例えばこれ、この後提案もある、この過疎自立促進計画（案）というのが、これ、もらったんだけど。この前指摘した24ページ見ると全部数字変わっているようだけど。商業のどこね、全く違う数字書いたんでしょ、あれ、何書いてあるか知んねえけど。

それで、23ページには、例えばその、21ページか。21ページには、工業の状況ってあってだよ。従業者が4人以上の事業所は、昭和41年には265あったと。昭和25年には50しかない、こう書かっている。すると、町としてですよ、法人町民税を納める対象の事業所数だとかそういうのというのは、把握しながらこの分析をなさっているのかね。高度経済成長期だったら前年度より伸びていくのが当たり前だということをつくってきたかも知んねえけども、まあ、バブル崩壊後、リーマンショックあって、地方分権が進んでという中身の中では、そういったことを含めて、きちんと基礎的自治体が自分の地域の経営に責任を持ちなさいよということになってきているわけじゃないですか。そういった中で、法人町民税がどうなっていくんだとかかね。地方消費税がおっしゃるとおりだと思いますよ。従業員数が減ったり、住民が減れば、何ぼ税率が伸びたって、もらえなくなってくる。これは当たり前のことですよ。だったら、それにどう対応するのか、今後どういうふうに経済がシビアに変わっていくのかということをごだけ考えてですよ、毎年度この予算編成をなさっているのかという、その基本的なスタンスについてお尋ねを再度しておきたいと思うんですよ。まあ、言われたとおりつくってんだでは、これはしょうがないと思うんですよ。

それと、合併の記念式典と新庁舎の話ですけども、まあ、建物はつくっていますからね、町民の人たちも、ああ今度できるんだなというのはわかっているわけですけど、要は震災でなくなって壊れて使えなくなってしまうにもかかわらず、これほど、町民の人たちから、何ていうのかな、期待されるといふか、そういった声がないのも非常に私はこれ不幸だなと思うんですね。新しい庁舎ができるのに。

だから、せめて式典をやるのであれば、もう少しこの町民参加といふか、町民の皆さんがかかわるといふか参加できるような式典とか落成式とか、そういったものを考えるべきだと思うんですよ。

だから、予算は、とりあえずとったんだという話、さっきの総務課長の話ではそうになっていますから、その辺はやっぱり町内に検討委員会をつくるとか何かして、もう少し町民の方々が幅広く参加をして、新しい庁舎ができてよかったなと、こういうふうに思えるような、式典なり合併式典なり、落成式にしていきたいと思うんですが、そのようなお考えはあるか否かお聞きをしておきたいと思います。

あと、森林再生事業ですけども、これね、位置づけが、県は除染だと言っているわ

けでしょ、これ、前からね。国が除染やらないから、森林除染をやらないから、森林再生事業で除染をやっていくんだと、こう言っているわけですよ。で、予算のせたとおり、まあ木挽沢の話にしろ、今度やる峠の森にしろ、できるんなら、それはそれで私はいいと思うんですけど、できてないわけだ、現実には、半分くらいしか、事業費は。

で、里山をきれいにしてもらいたいというのは、別に小綱木、飯坂に限ったことではなくて、全町の人たちがそう思っているわけ。じゃあ、何でこの飯坂でやんだとか木挽沢でやんだというふうに決まってくるのかという、その経緯もわかんないわけ、私も含めてね。わかっている議員さんもないと思うんですよ。何で飯坂の峠になったのか、木挽沢になったのか。だからもっとオープンに、やっぱり落としてですよ、地域から要望を受けて、そして事業効果が上がって、そして事業もちゃんと進捗できる、そういったところをきちっと選んでやるべきではないかと、こういうふう思うんですが、そのような考えはあるか否か。

あと、最後のパトロールの話ですけど、この町の財産を委託者に無償で提供するということは、財政規律上ですよ、これ、可能なことなんですか。役務の提供なんですか。ほうすつと、このパトロールの業務委託というのは。役務の提供だけであって、そうでしょ、だって、建設課の道路維持補修って、そういうことになっているんですよ、あれ。町のダンプ使って、町のガソリン焚いて、そして町のスコップ使って、シルバーから来ている方は、単なる役務の提供だとかいうことで位置づけているから成り立っているんですよ、あれ。これは役務の提供なんですか。だから、役務の提供で業務委託をするのか、そうでなくて全部任せるんだとすれば、じゃあ町の財産を何でほんじゃ無償で使えるんですかと。そこら辺の財政上の問題はないんですかと、財政規律上。その辺、質しておきたいと思うんです。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

法人町民税の動向に関する件でございますけれども、法人町民税の見積もりに際しましては、均等割におけます適用税率をそれぞれの法人数等に把握を行って、税額の見込みを算出をしまして、均等割については、またそれから、税額割につきましても、法人税割につきましても、経済状況等を把握した上で、見積もりには当たってございますけれども、ご指摘いただいておりますとおり、町内の経済状況等について、よく把握、分析を行って、そういった点、完全に把握して分析に反映しているのかと言われれば、見積もりに当たって、若干対前年度に対しての伸び率、一定割合とか、そういった算式での見積もりになる部分もございますので、ご指摘いただいておりますことを踏まえまして、よく町の見積もりですね、そういった作業に当たっての基本的なスタンスといたしましては、人口減に伴う納税義務者数の把握はもとより、そういった基礎的な数値に加えまして、よく経済状況等の把握、分析、反映した中で、今後見積もりについては対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（斎藤博美君） 産業課長。

○産業課長（寺島喜美夫君） ご質問にご答弁いたします。

まず、議員お質しの里山は、全町民が希望しているというようなことで、そういったことは、確かに話はあるとは思いますが。また、地域からの要望を受けて事業を進めるべきということがございますので、そういったことを前向きに検討しながら今後進めていきたいと考えております。

なお、現在まで行っておりました森林再生事業につきましては、まずは公共性のあるような場所ということで選定した経緯がございます。

小綱木につきましては、ざる菊、長滝川、そちらの周辺の山林の整備ということで実施したものでございます。

また、峠の森につきましても、峠の森自然公園というものがございますので、そちらの整備ということで、28年度については考えたところでございますので。

なお、今後、議員お質しの地域からの要望ということも踏まえまして、対応できるように考えていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問に答弁をいたしたいと思っております。

まず、60周年新庁舎完成の落成の関係でございます。議員お質しのとおり、期待される役場を目指して、幅広い町民参加を含めて、今後詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、パトロール隊の関係でございます。国と今、最終的に詰めておまして、今後、財政上、財政法上可能か可能でないかも含めて詰めていきたいと思っております。今のところは可能だということではいただいておりますが、きちっと詰めながら予算の執行に当たっていききたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） いいですか。ほかに。

10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 10番 遠藤です。

まず最初に、4ページの地方債。これ、利率を2%以内という利率に、今まで3%だったものを2%と引き下げた根拠は何なのか。私はこの前も、こんな高い金利で3%なんかで借りるのはおかしいだろうと。で、2%でも高いと思うんですね。日銀がゼロ金利どころかマイナス金利にしている時代ですから。銀行としてはどこかに貸さないしょうがないわけですから、これ、1%にしてもいいんじゃないかと。日銀に預けるとマイナスになるわけだから。だから、町民の大切な金の運用だからね。だから、1%でも銀行としては貸してくれるんじゃないかと思うんですが、それらの検討はなされたのかどうなのか。どういうことを根拠に2%という数字を入れたのかをお尋ねしたいと思うんです。

それから、39ページに、学校給食賄い材料の負担が出されているんです。私は、

この学校給食を無償にすべきじゃないかと。子育て支援の今の子どもの貧困化との関連や何かで、ぜひ、これは実現させたいもんだと、無償にでもしないと、特にシングルマザーやなんかにとっては、給食費の負担は大変だという実態を見ているものですから。これはこの前議会でも要求した内容なので、まあ、取り組んでもらったことについては大変感謝しているわけですが。ただね、この取り組みの、どうせここまで取り組むならば、子育て支援としての取り組みなのか、それとも、この、何ていうんですか、町として何を目的にこの給食の補助をするのかというところが、明確にやったり、うちで、もっと町でほかでやってねえことをやるんだから、もっときちんと宣伝できる方法でやったほうがいいと思うんですよ。

恐らく県北では初めてだと思うんですよ。だったら、県北で初めてのことをやるのであれば、川俣町はこういう原発被災地だから、まあ山木屋の子どもたちにだけ無料というわけにいかないからやったんならやったんだという、目的を明確にしてやったほうがいいんじゃないかと考えるんで。で、結局、これは予算上は私もわかるんですが、この半額補助しますよという金は出てくるんですがね。そのほかのところからは、出てこないですよ。

だから、何か要綱か条例か何かをきちんとつくって、半額補助ということが決められているのかどうなのか。これだと、根拠がなかなかね、見出せないんですよ。給食費のほう、会計を見れば、これ全額負担するという金額で出てくるんですよ。だから、そして、被災地補助のものは、学校会計の中から出てくるんですが、この分については、出てきていないんですよ。まあ、もしどこからか出されているのであれば、そのこともご指導を兼ねてお尋ねしておきたいと思うんです。

それからですね、83ページになるんですが、復興拠点商業施設、これの予算が組まれているんですが、私が非常に心配するのは、この立地地域が水が出ないということは、これ、当局も困っているわけでしょう。水出ないところに建物を建てて、食品を売るんですよということは、ほとんど日本の常識では考えられないんだよね。

で、例えば、悪り水を処理しながら使うんです何かいうような建て方をするっていうのであれば、これは根本的に考え直さなくちゃなんない問題だろうと思うんですよ。幾らソーラー発電したがるの補助で、浄化すつから大丈夫なんだって、こういう発想というのはやるべきではないと思うんで、その辺のことについても、質しておきたいと思うんです。

私は、別にこの商業施設をつくるのは悪いと言っているんじゃないですよ。ただ、あそこは昔の人から、山木屋では有名な水の悪いところなんですから。そこにつくるというから、これは不思議な考えだなと思っていたところを、まあ、実態はボーリングしてみたら、発見したわけでしょうから、そこら辺の考え方を質しておきたいと思うんです。

それから、183ページに、空き家対策事業費ということで、まあ、町で得意のこの協議会つくった、報酬払ったということが出されているんですが。

これ、空き家なんていうのは、今、町で独自に調査しようと思えば、すぐわかるで

しょ。例えば、水道とまっているところ何軒あるんだと。そういうものをちゃんとつかんだ上で、町独自にだってまず何戸あるんだか調べた上でやんねえと、協議会つくんねっかなんねえような問題じゃないわけでしょ。今、たくさん空き家あるわけだし。じゃ、その辺の基礎的なものは、今つかんで提案しているのかどうなのか。電気とまっている家何軒あるのか。電気は電力に問い合わせないとわかんないと思いますが、水道とまっている家、住んでねえっていうところは、水使わないんだから、恐らく水道料は入ってこないんだと思うんですよ。とまっているんだと思いますよ。

だから、そういうところが何戸あんだかつかんだ上で、対策を立てられるのかどうなのか。ずっと町の行政見ていると、協議会つくって調査します。そこからでないと思はねえ。ほんながなつくなくなつたって、町の行政の中でつかめるものはいっぱいあるんですよ。だから、何やっても遅くなると。ひと汽車に乗りおくれたような事業ばかりやっているようになってっちゃうんだと思うんですよ。だから、空き家対策だったら何戸の水道とまっている住宅何戸あるんだかわかるんだら教えてくださいよ。そういう基礎的なものをつかんだ上で取り組んでもらいたいというふうに思っているところです。

あとはね、これは公民館の問題なんですけど、この舞台の改修やなんか、これ、当然やらなくちゃなんないのはわかりますが、この、まあ、役場が3階建てでエレベーターつけるという時代ですから、だとすれば、この公民館だってエレベーターぐらい考えなくちゃなんないだと思っすね。町民に5年間も迷惑かけてきたんだから、今度は年とっても上れますよというような、そういう発想は至らなかったのかどうなのか、それらの問題について質しておきたいと思っす。

○議長（斎藤博美君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

予算書の8ページの第2表、地方債の借り入れ利率の設定についてのお尋ねでございますけども、予算編成時におけます直近の町の借り入れで、政府資金の借り入れの実勢金利が0.9%でございましたので、約1%ということで、28年度の地方債借り入れの利率の設定につきましては、これまでご指摘いただいたとおり、3%上限でございましたけども、この上限の見直しを行いまして、実勢金利に近い2%以内の上限設定としたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っす。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 遠藤議員、教育委員会関係を二つご質問をいただきましたが、まず、第1点目の学校給食の半額負担の問題についてのご質問でございますが、ご承知のとおり、本町におきましては、ただいまご提案申し上げましておりますとおり、本4月1日から教育委員会に新たな子ども、子育て支援課を設置する考えで、今、事業を進めているところでございます。

この理由は、本町における子どもの少子化の問題、非常に出生率が低下しているということと、特に平成23年3月に発生いたしました震災等に絡む東電の事故によりまして、とみに、この子どもの減少傾向が進んだという、これに私どもは危機感を感

じて、実は子育て支援についての充実を図らなければならないと。その一環として、給食費のこの問題が今回提案させていただいたものでございます。

議員もご指摘のように、本県におきましては、全額負担というのは、檜枝岐だけなんです。子どもが少ないということもありまして、全額負担していると。そのほか、5町村におきましては、3分の1負担あるいは2分の1負担、あるいは4割負担といういろいろでございますが、川俣町が今やろうとしている、この半額というのは、県北では当然初めてのことというふうに理解をいたしております。

で、これら、子どもの将来を担う子どもたちの支援をするために、給食の提供をするということを決意いたしまして、去る2月の町の定例教育委員会におきましてご提案申し上げ、その方向が了承されました。今後、この議案が通過いたしますと、定例議会において、このことを報告し、これまで山木屋、実はこの問題については触れないうまいったわけでありまして、震災以降の山木屋小・中学校の給食費につきましては、災害児童生徒就学援助金として、全て児童生徒無料ということで、措置をしてまいった経緯がございます。

当然、議員ご指摘のように、本町も少なからず被災を受けた県北唯一の町、川俣でございますので、これらを根拠といたしまして、町民にもPRを進め、保護者の負担軽減に努めたいというふうに思っておりますので、今後、教育委員会で承認をいただいて、正式に学校を含め、学校からPTAのほうに通知をいたしたいというふうに思っております。

2点目のエレベーターの件でございますが、ご案内のように、被災後5年が間もなく経過いたしますが、本庁舎が崩壊寸前ということで、その役場機能をこの中央公民館に移転したということは、もうご承知のとおりであります。で、実は、遠藤議員も今般の一般質問でもご質問されておりますように、本町、この中央公民館庁舎は、実は耐震化したばかりのその一、二年後にこの震災があったという経緯がございます。耐震診断の結果もあんまりいい結果出ていないんですね。したがって、この庁舎は、エレベーター設置用にできている建物でございますので、当然その設置を考える場合には、耐震診断結果を受けまして、補強工事をし、エレベーターの設置が可能かどうかも含めて、検討を今しているところでありますので、もうしばらく勉強をさせていただきますと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 183ページの空き家対策事業に関するご質問でございますが、この空き家実態調査につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定している、特定空き家に該当するかどうかという調査でございます。水道とまっているから空き家だという判断ではございません。

空き家と思われるものについて、特定空き家というものにつきましては、4つの項目がございまして、倒壊等著しく保安上危険な状態、著しく衛生上有害、適切な管理が行わないことにより著しく景観を損なっている、その他周辺的生活環境の保全を図

るために放置することが不適切であるということでございますので、内部にまで立ち入って調査をする必要がございますので、当然、私権、個人の財産に立ち入るということで、空き家協議会というものをつくって、その中で有識者の意見を聞きながら進めていくということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） 復興拠点商業施設における飲用水の確保についてのご質問にお答えいたします。

現在、先に試掘しました敷地西側の反対側ですね、こちらは郵便局が山側になります。そちらのほうで、2本目の試掘をしてございます。この結果をもちまして、ランニングコストをよく考えまして、必ずしも敷地内で確保するという事にこだわらずに対策をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 金利の問題ですがね、今、財政課長が0.9%で借りているんだと言うんだったら、何も1%以内というふうにきちっと定めたらいいんじゃないですか。

だって、日銀がマイナス金利だと言っているんだから、それに見合った金利でやっぱり財政は運用するというのが最も適切ではないかというふうに考えるんで、まずそこまで踏み込む必要があるんじゃないかと思うんで、お尋ねしておきたいと思うんです。

それから、この給食の問題なんですが、予算上は、これで、半額でできる。だから、そうだとすると、やっぱりきちんと条例をつくるとか要綱をつくるとかということになんないと、これ、うやむやですよ。予算のつけ方というのは、財政当局で、次第で書類ができちゃうわけですから。だから、半額にするなら半額に、こういう理由で半額にしますよという要綱とか条例とかというのは、もう、何か、私の見る限りではそういうものがないもんですから、財政運用上もそれは必要なんじゃないかと。で、こういうことで半額にするんですよということの、皆さんの周知徹底についてもやりやすいんですよ、そういうものがあつたほうが。だから、それは今後検討していただきたいなというふうに思っているところですので、再質問させていただきたいと思うんです。

それから、あと、空き家対策でね、水道入っているか入ってねえかっていう、そんな曖昧なものではないんだというけども、空き家か空き家でねえかというのは、一番単純なのは電気が入っているのか水が入っているのかということが基本なんですよね。で、それをそういう見方だけで決めるんじゃないんだというのであれば、まず基本的には、そういう町自体としてできる、これは今出したことでないでしょ、去年あたりから空き家調査はやるんですとって、全然進んでいなかったわけだからな。だって、町の中なんか見て歩けば、本当にひどい状態ですよ、今。だから、そんなものは、すぐにでも手を打てる。数なんか、つかめるものはちゃんとつかんだ上で、協議会なん

か何なりにおろしていくという積極的な取り組みが必要なんじゃないかと思うから、私は提起しているんですよ。何でも協議会つくって、さあ、それからみんなでどうやって調査すっぺというようなやり方をするよりは、行政なんですから、行政として水道入っていねえ家はほとんど空き家ですよ。じゃあ、ここは本当にどうなっているのかをまずはつかみましようというところから踏み出していくというほうが、もっと現実的なんじゃないかと思うんですよ。ルールがこうだからとかああだとかと言っている必要ないんですよ、それは。町の中、本当に歩いてみれば、非常に空き家多いですよ、今。で、余りにも老朽化しているから誰も使い手も出ないと。これ、どうすんだべという、そんなところがいっぱいあるわけですから。そこら辺をもっと建設課なんだから建設的な取り組みをして、物事は進めていただきたいと思うので、あえて申し上げた次第です。

あと、公民館のエレベーターについては、私も一般質問で通告しておるんでやりませんが、この建物に建てつくろうとすれば大変なんであって、エレベーター棟をつくれればいいですよ。あんな簡単なんですよ。エレベーター棟をつかって、そこからどっから侵入するかだけのものですから。何もこの建物の中につくれと私は言っているわけじゃないですから。エレベーター棟をちゃんとつくて、そこから各階にこう、車椅子でも何でも行けるようにさえすればいいわけですから。まあ、それは、あと一般質問も通告しておりますんで、それでやっていきたいと思います。

以上、再質問させていただきます。

○議長（斎藤博美君） 3点、お願いします。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

地方債の借入れ利率についてのお尋ねでございますけども、年利で2.0%以内の設定ということで、あくまで上限率の設定でございます。今回は、従来の3%から1%の引き下げに踏み込み設定を改めましたので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

○議長（斎藤博美君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 給食等のいわゆる条例、あるいは規則についてのご質問にご答弁申し上げます。

私どもも初めての経験でございますので、先進的な事例も含めてですね、どのような条例、あるいは規則で行っているのか、あるいはそれが必要なのかも含めまして、ひとつ検討をいたしてまいりますので、よろしくご理解ください。

○議長（斎藤博美君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 空き家対策事業に関する再質問でございますが、ただし、議員おっしゃるとおり、水、電気が使っていないという部分については、生活しているかどうかの判断する基準とはなるかと思えますが、町なかには荷物等が入ったまま電気、水道がとまった、そういう建物も数多くございます。そういう意味で、先ほど私が申し上げましたとおり、特定空き家に該当する、これは危険なものとか衛生上よ

くないもの、そういうものまで含めて、今回調査をするということですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（斎藤博美君） ほかにございませんか。

1 番 高橋清美君。

○1 番（高橋清美君） 1 番 高橋です。

きょう、請願の処理経過及び結果報告についていただきましたが、議会ではこれまで請願・陳情につきまして採択をし、町当局に送付をしておりますが、町は議会の意思を尊重し、誠意を持って措置することになっておりますが、今年度の予算にはどのように反映されているのか。で、今後その請願・陳情について、町はどのように考えているかお質しをいたします。

○議長（斎藤博美君） 町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 議会からいただきました請願・陳情につきましては、町といたしましても、極力できる限り真摯な態度でご要望に沿えるような形で取り組んでいきたいと考えております。

今年度も、先ほど建設水道課長から町道のお話がありましたが、そういった形で、町としてできる範囲ではあります。住民の皆様、議会の皆様の意向に沿った形で、請願・陳情に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（斎藤博美君） いいですか。

ほかに。ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） 日程第33、議案第30号「平成28年度川俣町国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第30号、平成28年度川俣町国民健康保険特別会計予算について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

10 番 遠藤宗弘君。

○10 番（遠藤宗弘君） この国保の予算を見ると、国保税が2.6%値上げになるというふうな試算になるわけですね、そうすると。で、これ恐らく現在の国保税との対比を見ながら試算はされているんだと思うんですが、税、個人個人の税額というのは、

ことし前年度と比べてどの程度の値上げで見ておるのか、世帯当たりどのぐらいになるのかを質しておきたいと思うんです。

それから、国保の施設勘定があるわけですが、これ、ことしは施設は運営はしないということになるのだろうかと思うんですが、そうするとね、山木屋地区の帰還の問題とも重なってくるんですね。原子力対策課で出した住民の皆さんとのアンケートなどを見ますと、医療機関が充実しないうちは帰れないという回答が圧倒的なんですね。

で、そういうものは、この予算の中にはどのように反映されているのか、それらについて質しておきたいと思うんです。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 遠藤議員の質問に答弁を申し上げます。

まず一つ目の国保税でございますが、26年度、27年度の税率は、その世帯割、均等割、まあ、税率ともに同額で設定させていただいたところでございます。ことしこの国民健康保険税、若干、当初予算でプラスで見込んでございますが、これはですね、まだその繰越金をはっきりいたしませんものですから、繰越金は前年度と同額に上げました。まあ、そういったこともありまして、若干当初で率を上げて予算化したんですけれども。

これはですね、やはり6月の定例会までには、繰越金もはっきりいたすと思われまますので、なるべくそういったものを活用して、皆様のご負担にならないように国保税の税率は定めてまいり、1人当たりですか、1世帯当たりの税率は定めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは診療所の件でございますが、確かに28年度の当初では、浄化槽の法定点検ですとか、機械警備の委託料の最低限の予算しか上げてございませぬが、今後は、今般の診療所の条例、一部改正のほうを認めていただきまして、規則等で柔軟に診療所の山木屋の方の帰還に合わせて、規則のほうでいろいろ定めることができるようにいたしまして、早い段階で医療機関を見つけて運営をできる体制になれば、早い段階で再開したいと考えておりますので、そのときは補正予算でお願いするようになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） 補正でも出ているように、繰越金などがちゃんと明確になっているわけですから、そうすると、保健、国保税は値上げをしないという方向で、取り組むということになるわけですね。その辺確認したいと思うんです。

それから、診療所の問題については、当初予算には、全然開設する、診療所は運営するんだという予算は、全然盛り込まないでおいてね、条例改正の説明を見ますと、要綱でやるんだと。今まで3日やったけども、今度は2日で進む、要綱で運営できるようにするんだと言って、2日やつか3日やつかということをや綱でこれは決められるかしんねえけども、こっちでやるという姿勢が全然ないものは、話し合いも何もできないんだろうと思うんですね。

で、診療所、医療機関や何かがなければ、帰還はできないんだということになれば、やっぱり加害者にちゃんと請求を出す必要があるんだと思うんですよ。国なり東電なりに、どうしても帰還をするには、診療所を開所しなっかなんねえんだから、あんたたち、金ちゃんと出せという姿勢をなかつたらば、だって、原発被災地域では、わざわざ診療所まで建てさせたり何だりしているんじゃないですか。その姿勢がなかつたら、改善にならないと思いますよ。だから、そこら辺もう少しね、町の姿勢を質したいと思うんです。

○議長（斎藤博美君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） まず、保険税の件ですが、これ、議員おっしゃるとおり、繰越金が出れば繰越金なり、あとはまた基金も若干ございますので、その辺を活用いたしまして、被保険者の皆様には負担にならないようにその辺は考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あとは、診療所の再開の件ですが、確かに今、準備宿泊されていらっしゃる方のほとんどがやはり診療所が必要だと言っております。

それで、この診療所の改修につきましても、警戒区域等の医療施設の支援を、国、国のほうから受けておまして、26年度、27年度、約2,000万、2,000万くらいの工事費のうち、5分の4、補助金としていただいて、今、診療所のほうは改修、終わったところでございます。国、県の支援もこのとおり受けてございます。

そこで、やっぱり一番問題になるのは、本当に、震災前の週3日の診療日ということで、こちら3日はやりたいなということで進めてまいりましたが、なかなかやっぱり、診療所を運営、指定管理者になっていただいた医療機関が、やっぱりお医者さんが少ないと、先生がいないということで、何としてもその3日は無理でも2日は大丈夫で、そのあいた1日は、バスの送り迎えとかそういったこともしてくれると言っております。

あとは、やっぱり戻られる方が、ほとんどが高齢者だということで、診療所で待っているよりは、やっぱり往診なんかも必要になるんじゃないかということで、その辺も新しいサービスということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（斎藤博美君） 10番 遠藤宗弘君。

○10番（遠藤宗弘君） この診療所ね、今まで3日やっていたのを2日にする。だって、根本的な考え方やっぱりきちんと姿勢を、町全体として持たないとだめだと思うんですよ。あのアンケートの調査をざっと、私はほんなの分析力だの何だのないですが、ざっと見た中では、戻りたいという人はせいぜい2割でしょ。あのアンケートを見ますと。で、そうなると、診療所を開設しても採算合うなんかいう状態にはならないんですよ。だから、診療所開設しなければ帰還はできないんだとなれば、診療所を開設するための費用や何かを国なり東電なりにちゃんと負担を課するという姿勢を持たなかつたらば、全部国保で持つんですなんかいうやり方ではできませんよ。誰のためにみ

んな避難したんだと。それを元に戻せと、帰還させろというのであれば、必要な経費は出さないという姿勢をちゃんと持って、国なり東電なりと話し合いをするということではなかったら、まともな診療所なんかできるわけないでしょう。その辺の町の姿勢を質したいと思うんです。

○議長（斎藤博美君） 町の姿勢。

町長職務代理者。

○町長職務代理者（伊藤智樹君） 診療所についてのご指摘でございます。

まず、診療所については、準備宿泊をされている方の訪問した結果、多くの方から早く再開してくれというご意見、たくさん賜ったところであります。これを受けまして、町では、一日も早い診療所の再開を目指しておるところでございますが、ただ、いかんせん、実際のお医者様を確保するというのが非常に難航しているところがございます。

それを受けまして、町では、現在は条例で週3回と明記されているところでありますが、ここを柔軟に対応したいということで、今回の定例会で、週3日というところを、今の条例で決められているところを規則に変更させていただきよう、お願いをしているところがございます。

また、先ほど議員から、帰りたいとおっしゃっている方が2割くらいというお話がございましたが、今般、アンケート調査したところでは、回答のあった方、44%の方が、避難解除後帰りたいという方でございます。で、避難解除後、何年か後に帰りますかというアンケートも同じくしておりますが、解除後速やかに帰りたいという方が、数字を見ますと、大体25%程度の方が、速やかに帰りたいということがわかっております。これを踏まえまして、準備宿泊されている方から聞いた、診療所の必要性も踏まえて、いち早く再開にこぎつけたいと考えているところがございます。

もう一つお質しのございました費用でございますが、こちらにつきましては、国や県、運営費につきまして、それはお医者さんの人件費も含めてでございますが、そちらについて、支援のメニューがあると聞いておりますので、そちらの活用について今後、国、県、調整を図って、町の財政に負担かけないよう取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（斎藤博美君） ここで、3時35分まで休憩します。

（午後3時22分）

- ◇ ◇ ◇
- 議長（斎藤博美君） 再開します。 (午後 3 時 3 5 分)
- ◇ ◇ ◇
- 議長（斎藤博美君） 日程第 3 4, 議案第 3 1 号「平成 2 8 年度川俣町介護保険特別会計予算」を議題といたします。
- 当局の説明を求めます。保健福祉課長。
- 保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第 3 1 号、平成 2 8 年度川俣町介護保険特別会計予算について説明した。
- 議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
- （「質疑なし」という声あり）
- 議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。
- 本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
- （「異議なし」という声あり）
- 議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。
- よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。
- ◇ ◇ ◇
- 議長（斎藤博美君） 日程第 3 5, 議案第 3 2 号「平成 2 8 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。
- 当局の説明を求めます。保健福祉課長。
- 保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第 3 2 号、平成 2 8 年度川俣町後期高齢者医療特別会計予算について説明した。
- 議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
- （「質疑なし」という声あり）
- 議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。
- 本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- （「異議なし」という声あり）
- 議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。
- よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。
- ◇ ◇ ◇
- 議長（斎藤博美君） 日程第 3 6, 議案第 3 3 号「平成 2 8 年度川俣町水道事業会計予算」を議題といたします。
- 当局の説明を求めます。建設水道課長。
- 建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第 3 3 号、平成 2 8 年度川俣町水道事業会計予算について説明した。
- 議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。
- 2 番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1点だけわからないのでお伺いしたいんですけども、194ページの28年度川俣町水道事業予定キャッシュフロー計算書の一番最後ですか、下から2行目かな、資金期首残高というのは、27年末言うんですよね。

すると、先ほどご提案のありました、議案第28号の水道事業会計補正予算の27年度補正予算予定キャッシュフロー計算書、まあ予定だから合わなくてもいいんだと言えばそうかもしれませんけど、資金の期末残高と、この補正予算でいうですよ、補正予算でいう資金期末残高、これ3月31ですから、28年の。ここでいう資金期首残高は、通常ならイコールになるんですよね。3月31日締めで次の期首なんだから。そうすると、こっちでは1億6,235万9,000円だと言っていて、補正予算のほうでは1億2,427万2,000円がこの期末残高と言っているんですけど、この差はどこから生じるのか、ご質問させていただきます。

◇ ◇ ◇  
○議長（斎藤博美君） 暫時休議します。 （午後4時08分）

◇ ◇ ◇  
○議長（斎藤博美君） 再開します。 （午後4時14分）

◇ ◇ ◇  
○議長（斎藤博美君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 資金期末残高が違うのではないかとというご質問をいただきましたが、よく精査をしまして予算委員会に報告したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（斎藤博美君） ほかにありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。  
本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。  
よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇  
○議長（斎藤博美君） 日程第37、議案第34号「平成28年度川俣町簡易水道事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第34号、平成28年度川俣町簡易水道事業特別会計予算について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。  
本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(斎藤博美君) 日程第38, 議案第35号「平成28年度川俣町奨学資金特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長(佐藤修一君) 議案第35号、平成28年度川俣町奨学資金特別会計予算について説明した。

○議長(斎藤博美君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(斎藤博美君) 日程第39, 議案第36号「平成28年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長(寺島喜美夫君) 議案第36号、平成28年度川俣町工業団地造成事業特別会計予算について説明した。

○議長(斎藤博美君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(斎藤博美君) 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長(斎藤博美君) 日程第40, 議案第37号「平成28年度川俣町小島財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(佐藤広一君) 議案第37号、平成28年度川俣町小島財産区特別会計予算について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第41，議案第38号「平成28年度川俣町飯坂財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第38号、平成28年度川俣町飯坂財産区特別会計予算について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第42，議案第39号「平成28年度川俣町大綱木財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第39号、平成28年度川俣町大綱木財産区特別会計予算について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第43，議案第40号「平成28年度川俣町小綱木財産区特

別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第40号、平成28年度川俣町小綱木財産区特別会計予算について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第44，議案第41号「平成28年度川俣町山木屋財産区特別会計予算」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 議案第41号、平成28年度川俣町山木屋財産区特別会計予算について説明した。

○議長（斎藤博美君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） これで質疑を終わります。

本案について、予算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、予算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） ここでお諮りいたします。

本日の開議時間は議事の都合により延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（斎藤博美君） 異議なしと認めます。

よって、本日の開議時間は延長することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（斎藤博美君） 日程第45，議案第42号「川俣町過疎地域自立促進計画について」議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第42号、川俣町過疎地域自立促進計画について

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定に基づき、「川俣町過疎地域自立促進計画」を別紙のとおり定める。

平成28年3月3日提出

川俣町長職務代理者 川俣町副町長 伊藤智樹

（提案理由）

過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

計画につきましては、別冊で川俣町過疎地域自立促進計画（案）ということでまとめておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

それでは、ご説明いたします。

現行、過疎地域自立促進特別措置法の効力を失う期限は、平成24年の法改正により、従前の平成28年3月31日まででの失効から、平成33年3月31日までに5年間失効期限が延長されたところでございます。

現行の町過疎地域自立促進計画につきましては、平成22年4月から平成28年の3月まで、この間6年間の計画としてございます。

今回、法の延長に伴いまして改めて計画を策定するもので、計画期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

策定に当たりましては、現行の計画を踏襲いたしますとともに、町の第5次進行計画や本年1月に策定しました川俣町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと総合戦略との整合を図り、現時点で計画をする今後5年間の事業を盛り込んだ内容としてございます。

次に、過疎団体について申し上げます。

本町は、平成12年の国勢調査におきまして、過去35年間の人口減少率が25%を上回る場合に過疎団体該当となる25.9%となりまして、平成14年4月1日付の総務省公示により、町全域が過疎地域の指定となったことから、計画内容につきましては、町全域の計画としてございます。

なお、本計画の策定に当たりましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を経て定めまして、議会の議決をいただいた後は、県を経由して、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に計画書を提出することとなります。

最後に、今週金曜日の、失礼しました。今週月曜日の議会全員協議会におきまして、計画案の概要を議員皆様さんにご説明申し上げましたが、その際ご指摘をいただいた部分を確認をし、誤りの記載など記載の一部内容を訂正いたしましたので、その該当部分を申し上げます。全部で5カ所ございます。

一つ目は、計画書の23ページになりますが、23ページの商業の状況の表の中で、年次別の状況で、一番下が、月曜日の資料では24年の数値になってございました。記載をいたします数値を商業統計調査の数値で統一をして記載をすることとしたため、これを直近の26年の状況に置きかえを行いました。ですので、一番下は26年の数

値になってございます。

なお、その出典資料につきまして、経済センサスの出典は割愛しまして、全て商業統計調査の数字に統一をした関係で、この一番下の表の下の表現につきましても、商業統計調査のみの記載に訂正をさせていただきます。

次に2点目は、次の24ページになりますが、この24ページの商業の状況の表につきましても、一番下が、月曜日の資料では24年の表示になっていまして、ご指摘いただきましたとおり、桁違いの販売額の数値に誤ってました。

今回、これを訂正いたしますとともに、23ページと同様に商業統計調査の数値であります26年の数値に置きかえ、訂正を行いまして、数値の出典につきましても、商業統計調査ということで、前回の経済センサスの出典はなくなりまして、商業統計調査からの数字の掲載ということで、ご理解いただきたいと思います。

次に3点目ですが、飛びまして39ページになります。39ページの計画期間5年間におけます町道整備事業の一覧表中、下から8番目の芦沼田線の改良舗装の延長につきまして、飯野町との接点から町側へ450メートルの記載としてございましたが、本路線につきまして、全線を計画に盛り込むということで、全線対象として延長を1,335メートルに訂正をさせていただきます。

次に4点目は、41ページになります。41ページの表の中で、表の一番下に、前回の資料では、旧小学校跡地利用地域活性化事業となっておりましたが、訂正後は、宿泊体験施設運営事業。その下が、施設の整備及び管理運営委託という表現でしたが、おじまふるさと交流館の運営ということで、それぞれ具体的な表現に訂正をさせていただきます。

最後に5点目ですが、72ページです。72ページの事業計画、5年間の事業計画の中で、この表の下から2番目に、羽山の森美術館事業費、美術館の運営、この事業を加えさせていただきます。月曜日の資料では4つの事業でございましたが、4つから5つの事業に訂正をさせていただきます。

以上5カ所につきまして計画書の訂正を行い、本日提案をさせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、議案第42号、川俣町過疎地域自立促進計画についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。



#### ◎散会の宣告

○議長（斎藤博美君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これから、まず予算常任委員会を開催していただきます。終了後、総務産業及び厚生文教常任委員会を開催していただきます。なお、各常任委員会の運営については、各常任委員長にお願いいたします。

明日4日の金曜日は、議案調査のため休会いたします。5日は土曜日、6日は日曜日のため休会といたします。7日月曜日は、午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。  
ご苦労さまでした。

(午後 5 時 0 2 分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 斎藤博美

同 署名議員 高橋道弘

同 署名議員 高橋真一郎